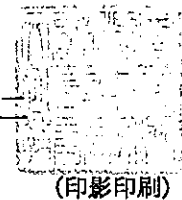


25初教科第22号
平成25年8月22日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校（特別支援学校を含む）を置く 殿
各国立大学法人附属学校事務主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教科書課長
永山 裕二



「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」等に基づく「教科書デジタルデータの提供に関する実施要項」の改正について（通知）

本要項は、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（平成20年法律第81号）第5条並びに「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則」（平成20年文部科学省令第29号）第1条及び第2条に基づき、教科用図書発行者が発行する文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「教科用図書」という。）に係る電磁的記録（以下「教科書デジタルデータ」という。）について提供する手続について定めるものです。

本要項においては、障害のある児童及び生徒に向けて音声読み上げのコンピュータソフトを利用した教材（教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。）（以下「音声教材」という。）を発行するに当たり、非営利団体を教科書デジタルデータ提供の対象としてきましたが、教科用特定図書等として音声教材を発行する者に対して教科書デジタルデータ提供の対象とすべく、別添1のとおり平成25年8月21日文部科学大臣決定により改正いたしました。

ついては、本要項の改正趣旨等は、下記のとおりですので、各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課の長におかれては、所管の学校及び域内の学校を所管する市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立事務主管課の長におかれては、所轄の学校法人等に対し、各国立大学法人附属学校事務主管課の長におかれては、その附属学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課の長におかれては、その所管に係る学校に対し、本通知の趣旨等について必要な周知が図られるよう御配慮願います。

本要項改正に伴い、障害のある児童及び生徒に向けて音声教材を発行するため、教科書デジタルデータの提供を希望する者は、下記「3. 教科書デジタルデータ提供のための手続」に従い、届出等を行っていただくよう併せて御周知願います。

1. 改正の趣旨

今回の改正は、障害のある児童及び生徒に向けた音声教材の普及促進に資するため、教科書発行者が発行する教科用図書に係る教科書デジタルデータについて、教科書デジタルデータを活用した音声教材を発行する者に対して提供できるよう改正を行うものである。

2. 提供する教科書デジタルデータの対象及び範囲

(1) 種目

学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項、第49条、第62条、第70条第1項に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校において使用される教科用図書の教科に係る全ての種目であること。

(2) 範囲

教科用図書の本文、図・写真、脚注、表紙など、教科用図書に掲載されている全ての教科書デジタルデータであること。

3. 教科書デジタルデータ提供のための手続

(1) 提供希望データの届出

障害のある児童及び生徒に向けて音声教材を発行する者は、別添2の「教科書デジタルデータ提供希望届出書（様式1）」により別添6のデータ管理機関に届出を行うこと。その際、初めて「教科書デジタルデータ提供希望届出書（様式1）」をデータ管理機関に届出をする者については、別添2の「新規届出者記入様式（様式1 別添）」を併せて届け出ること。

(2) 教科書発行者へ複製通知書の提出

教科用図書を複製し、音声教材を発行するに当たり（教科書デジタルデータを使用して複製する場合に限らない。）、著作権法（昭和45年法律第48号）第33条の2第2項に基づき、あらかじめ当該教科用図書の発行者に対し、その旨を別添5の「教科用図書複製通知書」により通知すること。

なお、当該通知書は、一般社団法人教科書協会（〒135-0015 東京都江東区千石1丁目9番28号）に提出すること。

(3) 教科書発行者からデータ管理機関へのデータ提供

教科書発行者が、データ管理機関に提供するデータは、PDF形式のファイルにより行うほか、可能な限りテキストデータ形式のデータも提供すること。また、正しく表現されず、適切な活用ができない図や写真等の画

像データについては、必要に応じ、J P E Gファイル形式のファイルを併せて提供すること。

(4) データ管理機関から音声教材を発行する者へのデータ提供

データ管理機関は、障害のある児童及び生徒に向けて音声教材を発行する者の要望に応じ、音声教材の製作上、必要な範囲内においてデータ形式の変換を行った上で、届出のあった種類の教科書デジタルデータを提供すること。

(5) 使用制限承諾書の提出

他の用途への流用や第三者への流出を防止するため、教科書デジタルデータの提供を受けて音声教材を発行する者は、別添6のデータ管理機関に対して、別添3の「教科書デジタルデータ使用制限承諾書(様式3)」を提出すること。

(6) 発行完了報告書の提出

教科書デジタルデータの利用状況を明らかにするため、当該デジタルデータの提供を受けて、音声教材を発行した者は、別添4の「教科用特定図書等発行完了報告書(様式4)」を下記連絡先に速やかに提出すること。

4. 留意事項

教科書デジタルデータは、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」第5条等に基づき、障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために、検定教科用図書等に代えて使用し得る音声教材等を発行する者に対して提供するものであり、その他の目的のために使用することは認められず、目的外使用を行った場合は、著作権法上の罰則規定に基づき処罰される場合があること及び著作権を侵害された者から損害賠償請求をされる場合があること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科用特定図書普及促進係 小林

教科用特定図書電磁記録係 吉田

住所：〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111(内線4743)

FAX：03-6734-3739